

秩父市の地区計画区域内における行為の届出について

地区整備計画が定められている地区計画の区域内で次の行為をする場合には、**当該行為に着手する日の30日前までに届出が必要です。**(都市計画法第58条の2第1項)

※なお、開発行為の許可を要する場合には、開発許可の審査の際に地区計画についても適合を審査しますので届出は不要です。(都市計画法第58条の2第1項第5号)

【届出が必要な行為】

- 1 土地の区画形質の変更
- 2 建築物の建築
- 3 工作物の建設
- 4 建築物等の用途の変更 (地区整備計画に建築物等の用途の制限が定められている区域)
- 5 建築物等の形態又は意匠の変更
(地区整備計画に建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限が定められている区域)

【届出に必要な書類：2部(正、副)】

- 1 地区計画の区域内における行為の届出書
- 2 委任状(代理届出の場合に提出してください) 正は原本、副はコピー可。)
- 3 添付図書

行為の種類	必要書類	縮尺	備考
土地の区画形質変更	案内図		
	区域及び公共施設配置図	1/1000 以上	土地の区域、当該区域内とその周辺公共施設を表示したもの
	公図の写し		
	設計図	1/100 以上	
・ 建築物の建築 ・ 工作物の建設 ・ 建築物等の用途の変更	案内図		
	公図の写し		
	配置図	1/100 以上	下記の<注意1>参照
	立面図	1/50 以上	2面以上
	平面図	1/50 以上	各階のもの(建築物の場合のみ)
建築物等の形態 又は意匠の変更	案内図		
	公図の写し		
	配置図	1/100 以上	下記の<注意1>参照
	立面図	1/100 以上	2面以上

腰田掘西側地区計画のみ

武甲山への景観に配慮していることがわかる図面<注意2>参照

※ 建築確認・開発行為許可申請に使用する図書を準用する場合には、明確に内容が確認できるものに限り、上記の縮尺によらないことができます。

<注意1>

配置図には建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界及び隣地境界までの距離を記載してください。

<注意2>

武甲山への景観に配慮していることがわかる図面には、道の駅ちちぶ駐車場の中心部・おおよそ150cmの高さから武甲山を映した写真、パース画等に予定建築物を描画し、妨げにならないことがわかるものです。(任意書式)

※ 上記のほか、必要に応じて「その他参考となるべき事項を記載した図書」の提出を求めることがあります。(以下例示)

- ・求積図…敷地面積の最低限度が定められている区域内
- ・外構平面図、外構立面図、外構断面図…垣又はさくの制限地内(垣又はさくを設ける場合)

【変更の届出】

届出に係る事項のうち、設計又は施工方法を変更する場合、当該行為に着手する日の30日前までに「地区計画の区域内における行為の変更届出書」を提出してください。

添付図書及び提出部数は、上記の地区計画区域内における行為の届出書と同じです。

【完了報告】

行為の届出に係る工事が完了したときには、「地区計画の区域内における行為完了報告書」を提出してください。(添付図書は必要ありません)

問合せ 秩父市地域整備部都市計画課
電話 0494-26-6867 (直通)